

■重度心身障害者 福祉医療費助成制度について■

■ 福祉医療費受給者証について

医療保険での診療の自己負担額について助成します。

健康保険証等と一緒に病院や薬局に提示してください。

ただし、次のものは助成対象外ですので、自己負担になります。

- 文書料、おむつ代、保険適用外の医療費・薬品代
- 入院時の食事代、個室料、病衣代等
- 介護施設入所・訪問看護などの介護保険適用分の自己負担分

■ 受給資格について

受給ができるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 身体障害者手帳 1, 2, 3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ② 障害年金 1 級、特別障害給付金 1 級、特別児童扶養手当 1 級
- ③ ②と同程度の障害があると山口県が認定した人

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受給できません。

- ① 生活保護を受けている。
- ② 本人の前年所得が限度額を超えている。
- ③ 他の制度により医療費の支給を受けることができる。
- ④ 健康保険に加入していない。

■ 受給者証の更新について

毎年、7 月 1 日に受給者証の更新を行います。

新しい受給者証は毎年 6 月下旬に郵送します。

身体障害者手帳 1, 2, 3 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている場合は、受給者証の更新の手続きは不要です。

ただし、下記の①～⑤のいずれかに該当する場合は、更新のお知らせを毎年 5 月末から 6 月上旬に送付しますので、お早めに更新の手続きをお願いします。

- ① 障害者手帳の有効期限、再認定日、判定年月がその年の 6 月末より前の日付等で更新の確認ができない人
- ② 宇部市外にお住まいの人
- ③ その年の 1 月 2 日以降に宇部市へ転入した人
- ④ 障害者手帳の交付を受けておらず障害年金 1 級、特別児童扶養手当 1 級等を受給している人
- ⑤ 加入している医療保険の変更があった人

■ 手続きのお願い

- 健康保険証等が変わった場合※
- 生活保護を受給することになった場合
- 所得の修正申告をした場合
- 住所・氏名が変わった場合

※後期高齢者医療制度について

次の6月末までに75歳になり、新規で後期高齢者医療制度に加入される方の受給者証の有効期限は、75歳の誕生日の前日までになります。

以降の新しい受給者証は誕生日の前に郵送いたします。（手続き不要）

■ 医療機関の窓口で自己負担額を支払った場合について

次の場合は、いったん医療機関の窓口で医療費を支払っていただき、後日、障害福祉課で払い戻しの申請をしていただく必要があります。

- 山口県外の医療機関で受診した場合
- 治療用装具（医師が治療に必要であると認めた装具）を購入した場合
医師の証明書等が必要です。また、加入医療保険にも別途請求してください。
- 保険者が山口県外の国民健康保険の場合
- 受給者証を忘れたなどの理由で、医療費を支払った場合

なお、医療費の払い戻しの手続きには、『領収書※・印鑑・健康保険証等・金融機関の通帳』をご持参ください。この場合、加入医療保険への照会に時間がかかりますので、通常、払い戻しは最終診療月から3か月以上後になりますことをご了承ください。

※ 領収書については、受診者氏名・診療年月日・保険総点数・領収額・発行日・領収者名（領収印）の確認できるものを提出していただく必要があります。

なお、上記項目が記載されていない領収書や、領収書を紛失した場合は、医療機関に証明していただく所定の様式がありますので、必要な場合は障害福祉課にお問い合わせください。

加入している医療保険が、全国健康保険協会山口支部、日本私立学校振興・共済事業団、セキスイ健康保険組合の場合は、加入医療保険からの医療費のお知らせ・高額療養費決定通知書（高額療養費の支給に該当している場合のみ）の写しを提出していただくことがあります。

◇ この制度は、山口県と共同で実施しています ◇

お問い合わせ

宇部市 障害福祉課

TEL (0836) 34-8314

FAX (0836) 22-6052